二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第二十八条の六　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第二十八条の七　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防に関する処置に当たっては、自らの使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第二十八条の八　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検）

第三十一条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、使用済燃料貯蔵施設の保全に従事する者に使用済燃料貯蔵施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第四十三条の十八第一項の規定により、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、毎週一回以上、放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに使用済燃料貯蔵施設について巡視させなければならない。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（使用済燃料貯蔵施設の施設管理）

第三十一条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設が法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の二十七第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第四十三条の三の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。